

令和7年9月21日執行
えびの市議会議員選挙
えびの市長選挙

候補者のしおり

えびの市選挙管理委員会

電話 0984-35-3732（直通）

は し が き

この手引は、令和7年9月21日に執行される「えびの市議会議員選挙」および「えびの市長選挙」に立候補される方や選挙運動員の方々が知っておかなければならない選挙に関する手続を中心に、あらましについて記述したものです。もとより、これをもって十分とはいえないので、この選挙についての各種の届出又は法令の解釈等にご不審の点がありましたら、当委員会へお問い合わせください。

なお、参考資料として、書籍『地方選挙早わかり』を配布いたしますのでご覧ください。

選挙のルールである公職選挙法の規定をご理解いただき、クリーンな選挙運動を展開されますようお願いいたします。

令和7年7月

えびの市選挙管理委員会

目次

第1 総括的事項

1. 選挙の主な日程（予定）	1
2. 立候補の届出について	2
3. 届出事項一覧	3
4. 届出書類の予備審査について	4
5. 選挙立会人を定めるくじの実施	5
6. 当選人の告知	5
7. 当選証書付与式	5
候補者に交付される表示物及び証明書類一覧表	6

第2 選挙運動費用に関する事務処理について

1. 選挙運動費用の制限	7
2. 出納責任者	7
3. 出納責任者の支出権限	8
4. 選挙運動に関する支出とみなされないもの	9
5. 実費弁償及び報酬の額	10
6. 選挙運動に関する収支報告書の提出	11

第3 選挙運動の公費負担について

公費負担についての注意	12
1. 公費負担の対象	12
2. 公費負担の対象となる候補者	12
3. 公費負担限度額	13
4. 公費負担の手続	13
5. 公費負担の手続の流れ	
（1）選挙運動用自動車（ハイヤー、タクシーの借上げ）の場合	15
（2）選挙運動用自動車（自動車の借入れ）の場合	15
（3）選挙運動用自動車（燃料代）の場合	16
（4）選挙運動用自動車（運転手の報酬）の場合	17
（5）選挙運動用ビラの作成の場合	18
（6）選挙運動用ポスターの作成の場合	19

第4 選挙公報掲載申請について

1. 申請書等の提出期限	20
2. 提出書類	20
3. 印刷方法	20
4. 掲載文の作成方法	20
5. 写真について	21
6. その他	21

第5 選挙運動及び政治活動について

1. 選挙運動とは	2 2
2. 選挙運動の期間	2 2
3. 選挙運動期間の例外	2 2
4. 選挙運動ではない行為	2 2
5. 選挙運動を行う人についての制限	2 2
6. 選挙事務所について	2 3
7. 自動車、船舶及び拡声機の使用について	
(1) 自動車及び船舶の使用	2 3
(2) 拡声機（携帯用のものを含む。）の使用	2 4
8. 文書図画の頒布について	2 4
(1) 通常葉書	2 4
(2) 選挙運動用ビラ	2 4
9. インターネット等を利用した文書図画の頒布について	2 5
(1) ウェブサイト等を利用する方法	2 5
(2) 電子メールを利用する方法	2 5
(3) インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料 広告の禁止	2 5
10. 文書図画の掲示について	2 6
(1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するもの	2 6
(2) 選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用するもの	2 6
(3) 候補者が使用するもの	2 6
(4) 個人演説会開催中使用するもの	2 6
(5) 選挙運動用ポスター	2 7
11. 新聞広告について	2 7
12. 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限について	2 7
(1) 禁止を免れる行為	2 7
(2) 禁止を免れる行為とみなされるもの	2 8
13. 言論による選挙運動について	
(1) 個人演説会	2 8
(2) 街頭演説	2 8
(3) 演説等による選挙運動の一般的制限について	2 9
(4) 連呼行為について	2 9
14. その他の方法による選挙運動について	2 9
(1) 幕間演説とは	2 9
(2) 個々面接とは	2 9
(3) 電話による選挙運動とは	2 9
15. 禁止される選挙運動について	
(1) 休憩所等の禁止	3 0
(2) 戸別訪問の禁止	3 0
(3) 署名運動の禁止	3 0
(4) 人気投票の公表の禁止	3 0
(5) 飲食物の提供の禁止	3 0

（６）氣勢を張る行為の禁止	３０
（７）文書図面の頒布とみなされる行為	３０
（８）選挙期日後のあいさつ行為の制限	３１
１６．寄附の禁止について	３１

第６ 政党その他の政治団体等の政治活動の規制について

（１）市議会議員選挙での規制	３２
（２）市長選挙での規制	３２
確認団体について ※市長選挙のみ	３３

法令等の用語については、次のように略称を使用しています。

法：公職選挙法

令：公職選挙法施行令

第1 総括的事項

1. 選挙の主な日程（予定）

月 日	項 目	時 間	場 所 等
7月29日（火）	・ 立候補説明会	13：30～	市文化センター2階 大研修室
9月1日（月）～ 9月8日（月）	・ 立候補届出書類予備審査	9：00～ 17：00	市役所1階 選挙管理委員会事務局
9月14日（日） 【告示日】	・ 立候補届受付 ・ 選挙公報掲載申請受付	8：30～ 17：00	午前：市役所1階 1－1会議室 午後：市役所1階 選挙管理委員会事務局
	・ 投票記載所氏名揭示の掲載順序の決定 ・ 選挙公報掲載順序の決定 選挙管理委員会によるくじの執行	17：10～	市役所1階 選挙管理委員会事務局
9月15日（月）～ 9月20日（土）	・ 期日前投票、不在者投票	8：30～ 20：00	市役所1階 1－1会議室
9月16日（火）	・ 公営施設使用の個人演説会開始	－	
9月18日（木）	・ 選挙立会人届提出期限	17：00まで	市役所1階 選挙管理委員会事務局
	・ 選挙立会人を定めるくじ実施	18：00	市役所1階 1－3，4会議室
	・ 選挙立会人説明会	19：00から	市役所1階 1－3，4会議室
9月21日（日） 【選挙期日】	・ 投票日	7：00～ 18：00	各投票所
	・ 開票日（選挙会）	19：30～	加久藤地区体育館
9月22日（月）	・ 当選人の告示、当選の告知	9：00～ 12：00	当選者の自宅
9月23日（火）	・ 当選証書付与式（市長）	9：00～	市役所4階大会議室
	・ 当選証書付与式（市議会議員）	10：30～	市役所4階大会議室
9月26日（金）～ 10月3日（金）	・ 収支報告書予備審査	9：00～ 17：00	市役所1階 選挙管理委員会事務局
10月6日（月）	選挙の効力に関する異議申立期限	17：00まで	市役所1階 選挙管理委員会事務局
	当選の効力に関する異議申立期限 収支報告書（第1回分）提出期限	17：00まで	市役所1階 選挙管理委員会事務局
10月8日（水）	供託金返還に関する通知書発送	－	

2. 立候補の届出について

(1) 受付日時 令和7年9月14日(日) 午前8時30分から午後5時00分まで

(2) 受付場所 えびの市役所本庁1階 1-1会議室

※午後は、えびの市選挙管理委員会事務局(本庁1階西側)

(3) 届出の方法

届出の方法には、「本人届出」と「推薦届出」の2通りありますが、いずれの場合も郵便による届出はできません。

【立候補届出書(様式集1-1)記載上の注意】

- ・氏名は、必ず戸籍に記載してある氏名を正確に書き、ふりがなを付ける。
- ・戸籍に記載されている漢字が常用漢字でない場合には、常用漢字に置き換えて記載。
(※選管の事務処理上文字が印刷されない可能性があるため)
- ・本籍は、戸籍の記載と一致、住所は、住民票の住所と一致すること。
- ・年齢は、9月21日現在の満年齢を記載。
- ・党派名も正確に記載し、党派に属さない場合には無所属と記載。
- ・職業はできる限り詳しく書く。また、地方自治法第92条の2又は142条に規定する地方公共団体と請負関係にある場合には、その旨記載(記載欄あり)。

(4) 受付の方法

受付は、到着順に行いますが、午前8時20分までに到着した立候補予定者が2人以上ある場合には、くじで受付の順位を決めます。

【午前8時20分までに到着された届出者の受付順番くじの執行の手順】

- ① くじを引く順番を決めるくじをひく。(予備くじ)
- ② 受付順番を決めるくじをひく。(本くじ)
- ③ ②で決まった順番で受付を行う。

なお、午前8時20分以降に到着された届出者の受付順番は、上記くじをひいた届出者の受付後、到着した順に受付を行います。

【お願い】

候補者の皆様におかれましては、立候補届の受付が済んだら、少しでも早く選挙運動を行いたいと希望されると思います。

しかし、受付では、立候補の受付、選挙事務所設置届等の諸届に関する受付、公費負担に関する受付の他、選挙道具の交付、白バラの交付があり、1人で受付されるとかなりの時間を要すると思われます。

届出の際は、お2人で来られ、候補者の方は、立候補届、選挙道具の受領と白バラの交付を受けて戻る、もう一人の方が、残りの手続が終わるまで対応していただくという方法を取っていただくのが効率的であると思いますのでご検討下さい。

※立候補の資格につきましては、「地方選挙はやわかり」の5ページから6ページに記載されていますので、ご確認ください。また、6ページから11ページにかけて、立候補の制限と禁止等の解説がありますので、こちらもご確認ください。

3. 届出項目一覧

項 目	提出に必要な書類	期 限	提出先
①立候補届	※地方選挙早わかり20頁～30頁参照 ・立候補届出書（様式集1－1） ・供託証明書 法務局への手続きが必要 供託金は、市長選100万円、市議選30万円 ・宣誓書（様式集1－2） ・所属党派証明書（様式集1－3） ※無所属の場合は不要 ・戸籍の謄本又は抄本 ※3ヶ月以内に発行されたもの ・通称認定申請書（様式集1－4） ※通称を使用する時（かな書き含む。） ・常用漢字使用承諾書（様式集1－5）	9月14日（日） 8：30から 17：00まで	選挙管理 委員会
②選挙事務所 設置届	・選挙事務所設置届（様式集2－1） ※地方選挙早わかり38頁参照	設置後直ちに ※立候補届が受理 されて以降	選挙管理 委員会
③出納責任者 選任届	・出納責任者選任届（様式集2－2） ※地方選挙早わかり36頁参照	選任後直ちに ※立候補届が受理 されて以降	選挙管理 委員会
④選挙運動事 務員等の届	・選挙運動事務員等の届出（様式集2－3） ※地方選挙早わかり41頁参照	雇い入れ前に ※立候補届が受理 されて以降	選挙管理 委員会
⑤選挙事務所 異動届	・選挙事務所異動届（様式集3－1） ※地方選挙早わかり39頁参照	異動後直ちに ※立候補届が受理 されて以降	選挙管理 委員会
⑥出納責任者 異動届	・出納責任者異動届（様式集3－2） ※地方選挙早わかり144頁参照	異動後直ちに ※立候補届が受理 されて以降	選挙管理 委員会
⑦選挙（開票） 立会人の 届出	・選挙立会人となるべき者の届出書（兼承諾書） （様式集3－3） ※立会人の承諾が必要	9月18日（木） 17：00まで	選挙管理 委員会
⑧公営施設使 用個人演説会 開催申出	・個人演説会開催申出書（様式集3－4）	開催しようとする 日の2日前の午後 5時まで	選挙管理 委員会
⑨立候補辞退 届	・候補者辞退届（様式集3－5）	9月14日（日） 17：00まで	選挙管理 委員会
⑩選挙運動用 ビラの届出	・選挙運動用ビラ届出書（様式集6－2） ・ビラの見本（1種類につき1枚）	立候補届出後、頒 布する前に	選挙管理 委員会

※次ページへ続きます。

項 目	提出に必要な書類	期 限	提出先
⑪選挙運動用 通常葉書の 交付請求	・ 候補者用通常葉書使用証明書	9月20日（土）ま で	えびの 郵便局
⑫選挙運動用 通常葉書の 差出	・ 選挙運動用通常葉書差出票 ※葉書200枚ごとに差出票1枚	9月20日（土）ま でに配達されるよ うに	えびの 郵便局
⑬選挙運動費 用収支報告 書の提出	・ 選挙運動費用収支報告書 別冊 ・ 領収書その他の支出を証すべき書面の写 ※領収書を徴し難い事情があったときは、そ の支出の明細書等	10月6日（月） 17：00まで ※各候補者に指定 する日時まで 9月26日 ～10月3日 （立候補届予備審 査時に指定）	選挙管理 委員会

※候補者届出書等を記載するにあたっては、別添の「届出書等記載例」等を参考にしてください。

4. 届出書類の予備審査について

届出書類に不備があると立候補届出は受け付けられません。そこで事前に届出書類の予備審査を行います。

日 時 9月1日（月）～9月8日（月）
午前9時から午後5時までのえびの市選挙管理委員会が指定した時刻
指定日時： 9月（ ）日（ ）曜日（ ）時（ ）分から

場 所 えびの市選挙管理委員会事務局（本庁1階西側）

必要書類 （1）「届出項目一覧」（3、4ページ）中の以下の項目の「提出に必要な書類」
「①立候補届」「②選挙事務所設置届」「③出納責任者選任届」
「④選挙運動事務員等の届」「⑩選挙運動用ビラの届出」

（2）選挙運動用ポスター1枚と誓約書：様式集2－4

（3）公費負担に係る届出書類一式

（4）選挙公報掲載申請に係る書類等一式（申請書、原稿、写真）

（5）確認団体に係る届出書類一式（市長選のみ）

※（5）は確認団体の申請を希望する場合のみ

5. 選挙立会人を定めるくじの実施

選挙（開票）立会人として届出のあった者が10人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときは、えびの市選挙管理委員会において、選挙（開票）立会人を定めるくじを行います。

くじを行う日時：9月18日（木）午後6時00分

くじを行う場所：市役所1階別棟1－3，4会議室

※くじを引くことを希望される場合は、時間厳守でご参集下さい。

6. 当選人の告知

9月22日（月）の午前中に、えびの市選挙管理委員会委員が、ご自宅に当選告知を持参しますので、必ずお受け取り下さい。（事前に電話連絡も行います。）

7. 当選証書付与式

9月23日（火）の午前中に、以下の日程で行う予定としております。

市長 9時00分から 市役所4階 大会議室

市議会議員 10時30分から 市役所4階 大会議室

候補者に交付される表示物及び証明書類一覧表

◎市議会議員選挙

番 号	交付物、証明書の種類	数 量
1	選挙運動用自動車の表示板	1 枚
2	選挙運動用拡声機の表示板	1 枚
3	街頭演説用標旗	1 枚
4	自動車乗車用腕章	4 枚
5	街頭演説用腕章	1 1 枚
6	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚
7	選挙運動用通常葉書差出票	1 0 枚
8	新聞広告掲載証明書	2 枚
9	選挙運動用ビラ証紙	4, 0 0 0 枚

◎市長選挙

番 号	交付物、証明書の種類	数 量
1	選挙運動用自動車の表示板	1 枚
2	選挙運動用拡声機の表示板	1 枚
3	街頭演説用標旗	1 枚
4	自動車乗車用腕章	4 枚
5	街頭演説用腕章	1 1 枚
6	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚
7	選挙運動用通常葉書差出票	4 0 枚
8	新聞広告掲載証明書	2 枚
9	選挙運動用ビラ証紙	1 6, 0 0 0 枚
1 0	政談演説会告知用の立札及び看板の表示物（確認団体のみ）	届出による数量 ※上限 2 回×5=10

※市議会議員選挙、市長選挙ともに上記 1 から 5 につきましては、投票日以降、えびの市選挙管理委員会へ返還してください。

第2 選挙運動費用に関する事務処理について

1. 選挙運動費用の制限

※地方選挙早わかり165頁～167頁参照

支出額の制限（法第194条、令第127条）

選挙運動に関する支出の金額は、法律で定められた方法により算出した額を超えることはできません。この算出された額を「選挙運動に関する支出の法定制限額」といいます。

◎市議会議員選挙の法定制限額の計算式

告示の日における選挙人名簿登録者数÷議員の定数（10人）
×人数割額（501円）＋固定額（220万円）

◎市長選挙の法定制限額の計算式

告示の日における選挙人名簿登録者数×人数割額（81円）＋固定額（310万円）

※制限額については、立候補届出の際に別途通知します。

2. 出納責任者

※地方選挙早わかり143頁～145頁参照

（1）選任及び届出（法第180条）

ア 候補者は、出納責任者1人を選任しなければなりません。

イ 出納責任者の選任方式は、

○候補者が選任する場合

○候補者自らが出納責任者となる場合

○候補者の承諾を得て推薦届出者が選任する場合

○候補者の承諾を得て推薦届出者自らが出納責任者となる場合があります。

ウ 出納責任者を選任した者（候補者または推薦届出者が自ら出納責任者となった場合を除く。）は、支払い最高額の協定書で出納責任者が支出することができる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。なお、えびの市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）への提出は必要ありません。（様式集に参考資料として支払い最高額の協定書を付けておりますのでご活用下さい。）

エ 出納責任者を選任したときは、直ちに選任届を市選管に提出しなければなりません。また、推薦届出者が、出納責任者を選任したときは、この届出書に、その選任について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添付しなければなりません。

（2）出納責任者の解任及び辞任（法第181条）

（3）出納責任者の異動（法第182条）

（4）出納責任者の職務代行（法第183条）

3. 出納責任者の支出権限（法第 187 条）

※地方選挙早わかり 137 頁～182 頁参照

（1）会計帳簿の備付及び記載（法第 185 条）

①会計帳簿の記載事項

ア 収入簿

選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入を記載する。

労務の無償提供、選挙事務所の無償借上等も実費又は時価に見積もった金額を寄附として計上する。

イ 支出簿

選挙運動に関する全ての支出を記載する（立候補準備のために支出した費用を含む。）。

人件費、家屋費、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食糧費、休泊費、雑費の費目に区分し記載する。

寄附として計上した労務の無償提供や選挙事務所の無償借上等については同額を支出に計上する。

②収入、寄附及び支出の定義（法第 179 条）

ア 収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受だけでなく、その収受の承諾又は約束をいう。

イ 寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付だけでなく、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

ウ 支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付だけでなく、その供与又は交付の約束をいう。

（2）立候補準備のために要した費用の精算（法第 187 条第 2 項）

出納責任者は、選任届、異動届、職務代行届がなされた後でなければ、候補者のために寄附を受け、又は支出することは一切できません。

立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者が、候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出したものについては、出納責任者は、就任後直ちに候補者又は支出者につき精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

（3）寄附に関する明細書の受理（法第 186 条）

出納責任者以外の者で、候補者のための選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から 7 日以内に（出納責任者の請求があれば直ちに）寄附者の氏名、住所、金額、年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

（4）領収書等の徴収及び送付の受理（法第 188 条）

ア 選挙運動に関する全ての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴しておかなければなりません。ただし、領収書等を徴することができないときは、この限りではありません。

また、領収書の宛名は候補者名または選挙事務所名を記載し、後援会事務所名を宛名に記載しないようにしてください。

イ 候補者又は出納責任者と意思を通じて支出した者は、領収書を徴収して直ちに出納責任者に送付しなければなりません。

（5）帳簿、書類等の保存義務（法第 191 条）

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書類を、収支報告書を提出した日から 3 年間保存する義務があります。保存義務者は、収支報告書を提出したときの出納責任者です。

(参考) 支出簿費目の解説

1) 人件費	選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆者に対する報酬が考えられます。
2) 家屋費	家屋費は、選挙事務所費と集合会場費とに区分されます。 選挙事務所費には、事務所自体の賃料のほか、机、椅子など備品の借上料が考えられます。電話架設費も家屋費の中に含まれます。 集合会場費は、個人演説会場の借上料やマイク、机、椅子などの借上料が考えられます。
3) 通信費	電話代や電報料、葉書代、封書の郵送料などが考えられます。 (電報は文書であるから選挙運動のためには使えない。事務連絡用に限る)
4) 交通費	候補者、選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆者、労務者について生じます。候補者の分は原則として選挙運動費用とみなされませんが、選挙運動員などについては、実費弁償があります。
5) 印刷費	選挙運動のために使用するポスター、ビラ、葉書等の印刷費が考えられます。ポスターやビラの作成について、地方公共団体がその作成費を無料とする条例を定めていても、その作成費は選挙運動費用に算入し、収支報告書に記載して報告しなければなりません。
6) 広告費	立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機等の購入費用のほか、看板などの作成費が考えられます。
7) 文具費	紙、ボールペンなどの筆記用具や選挙事務のために使用する消耗品代等です。
8) 食糧費	選挙事務所で提供する湯茶やこれに伴って通常用いられる程度の菓子にかかった費用や法律で認められた範囲内で運動員、労務者に対して提供する弁当料があります。
9) 休泊費	休憩及び宿泊にかかる費用です。おおむね候補者、選挙運動員について生じます。
10) 雑 費	上記1)～9)に該当しない経費が全て含まれます。 冷暖房用灯油代、ガス代、電気代、水道代は、雑費になります。 この他、雑費として記載するものは、候補者によりいろいろ異なると思われます。

4. 選挙運動に関する支出とみなされないもの (法第 197 条)

※地方選挙早わかり 167 頁～168 頁参照

次の支出は、選挙運動に関する支出とはみなされないため会計帳簿に記載する必要はありません。(※地方選挙早わかり 167 頁～168 頁も参考にしてください。)

- ①立候補準備のために要した支出で、候補者もしくは出納責任者となった者のした支出以外の支出または候補者、出納責任者が認めない支出
- ②立候補届出後、候補者または出納責任者が認めない支出
- ③候補者の乗用する車等のために要した支出
- ④選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出
- ⑤選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ⑥確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- ⑦主として選挙運動のために使用する自動車等を使用するために要した支出
- ⑧供託金

5. 実費弁償及び報酬の額（法第 197 条の 2、令第 129 条）

※地方選挙早わかり 159 頁～165 頁参照

選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる報酬及び実費弁償の額は、それぞれ次の額を超えてはなりません。

区 分		選挙運動に従事する者		選挙運動のために使用する労務者
		事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者	選挙運動員	
実 費 弁 償	鉄道賃 船賃 航空賃 車賃	路程に応じた旅客運賃等により算出した実費額	左に同じ	左に同じ
	宿泊料	1 夜につき 23,000 円以内 (食事料 2 食分含む。)	左に同じ	1 夜につき 20,000 円以内 (食事料を含まない。)
	弁当料	1 食につき 1,500 円以内 1 日につき 4,500 円以内 (弁当を提供した場合は、1 日当たりの弁当料の制限額から、既に提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内)	左に同じ	支給できない。
	茶菓料	1 日につき 1,000 円以内	左に同じ	支給できない (通常用いられる程度の茶菓は提供できる。)
報 酬	基本日額	事務員 1 人 1 日につき 15,000 円以内 車上運動員 1 人 1 日につき 20,000 円以内 手話通訳者、要約筆記者 1 人 1 日につき 20,000 円以内	支給できない	1 人 1 日 10,000 円以内 (弁当を提供した場合には、この報酬額から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額以内)
	超過勤務手当	支給できない	支給できない	1 日につき基本日額の 5 割以内

注 1 実費弁償は、実際にかかった額を超えて支給してはなりません。例えば食事をしていない者に対し弁当料を支給したり、800 円の食事をした者に対し、1,500 円を支給したりすることはできません。なお、今回の選挙における弁当料は、315 食分が限度となります。

注 2 報酬を支給できる期間は、立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までの 7 日間
(今回は 9 月 14 日 から 9 月 20 日 まで)

※次ページへ続きます。

注3 報酬を支給できる人数は、

市長選挙 候補者1人につき1日12人以内 (実員数60人)

市議会議員選挙 候補者1人につき1日9人以内 (実員数45人)

ただし、使用する前に市選管に届出をした者でなければ支給することはできません。

注4 事務員とは、選挙運動のために雇い入れられて、選挙運動に関する事務に従事する者のことをいいます。したがって、選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれません。

※事務員に18歳未満の者は使用できません。

注5 要約筆記者とは、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画や選挙運動のために使用する文書図画に口述を要約して表示するために従事する者のことをいいます。

注6 選挙運動員とは、選挙においてもっぱら選挙運動を主に行う者のことをいいます。応援弁士も含まれます。

注7 労務者とは、選挙運動を行うことなく、単純な機械的労務（たとえば葉書の宛名書きや発送、看板の運搬、ポスター貼り）に従事する者のことをいいます。

※18歳未満の者も使用できます。

6. 選挙運動に関する収支報告書の提出（法第189条）

※地方選挙早わかり169頁～182頁、185頁参照

出納責任者は、選挙運動に関してなされた収入及び支出に関する事項を記載した収支報告書を領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付して、10月6日（月）までに市選管に提出しなければなりません。

（提出日指定へのご協力のお願い）

法で定められている提出期限は10月6日（月）ですが、内容の確認については1候補者につき1～2時間程度要します。そのため、締切前に一斉に提出されると対応が困難となってしまいますので、市選管がそれぞれ指定する日時に収支報告書の提出をお願いいたします。

日時の指定は、立候補届の予備審査の日にお知らせしますので、ご協力をお願いいたします。

第3 選挙運動の公費負担について

以下に記載している内容は、候補者の選挙運動費用の一部を「えびの市議会議員及びえびの市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明し、併せて届出に必要な様式を示したものです。

候補者及び候補者と契約を締結した契約業者等は、以下の記載内容により間違いのないよう手続をしてください。

公費負担についての注意

近年、公費負担の請求に際し下記のような請求がなされ、住民監査請求や訴訟となった事例があります。請求に当たっては、実績に基づき適正に行っていただきますようお願いいたします。

(事例)

- ・選挙運動用自動車の燃料代請求に選挙運動期間外で使用した車の燃料代が算入されていた。
- ・選挙運動用自動車の燃料代請求に事務関係者が使用した選挙運動用自動車以外の車の燃料代が算入されていた。
- ・本来作成に要した費用以上の額でポスター作成費の請求が行われていた。
→作成枚数が限度枚数以上、作成単価の水増し請求、ポスター作成以外の費用を含んだ請求など

1. 公費負担の対象

- ・選挙運動用自動車の使用料
- ・選挙運動用ビラ作成料
- ・選挙運動用ポスター作成料

2. 公費負担の対象となる候補者

供託物没収点以上の得票を得た候補者です。供託物没収者については、公費負担はなく、費用の全てが自己負担となります。

◎市議会議員選挙

供託物没収点＝有効投票総数÷議員定数（10）÷10

◎市長選挙

供託物没収点＝有効投票総数÷10

(参考) 供託金の額 市長候補者：100万円、市議会議員候補者：30万円

3. 公費負担限度額

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
選挙運動用自動車の使用	①一般旅客運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日1台に限る)	1日 64,500 円×7日 =451,500 円	①の契約と②の契約は選択
	② 自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日1台に限る)	1日 16,100 円×7日 =112,700 円	
	①以外の契約 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,700 円×7日 =53,900 円	
	運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日1人に限る)	1日 12,500 円×7日 =87,500 円	
選挙運動用ビラの作成		選挙運動用ビラの作成単価に作成枚数を乗じた金額	【市議】 8 円 38 銭×4,000 枚 =33,520 円 (2 種類以内) 【市長】 8 円 38 銭×16,000 枚 =134,080 円 (2 種類以内)	
選挙運動用ポスターの作成		選挙運動用ポスターの作成単価に作成枚数を乗じた金額	単価限度額 3,916 円 枚数限度 95 枚 支払限度額 372,020 円 計算式は別掲のとおり	

(別掲)ポスター作成の公費負担限度額

ア 作成単価の限度額

(316,250 円+586 円 88 銭×ポスター掲示場数 (95 か所)) ÷ ポスター掲示場数 (95 か所)
=3,916 円

イ 作成枚数の限度 ポスター掲示場数 (95 か所) 95 枚

ウ 支払金額の限度額 上記アの単価×上記イの枚数=372,020 円

4. 公費負担の手続

(1) 契約締結の届出

候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、その旨を直ちに (立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、契約書の写しを添えてえびの市選挙管理委員会 (以下「市選管」という。) に届け出なければなりません。

(2) 確認申請

契約のうち、「燃料の供給」、「ビラの作成」及び「ポスターの作成」については、確認申請を行わなければなりません。

ア 申請の時期

[燃料] については、全ての燃料の供給が終わった後に、[ビラ]、[ポスター] については、印刷が終了した後に、契約の相手ごとにそれぞれ申請してください。複数の業者との契約の場合には、それぞれ申請してください。

※次ページへ続きます。

イ 届出先
市選管に直接持参してください。

ウ 確認書の交付
申請に基づき市選管から「確認書」を交付しますので、直ちに契約業者等に提出してください。
この「確認書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 証明書の交付
候補者は、契約を締結した業者等ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、当該業者等に交付（1部）しなければなりません。
この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求
公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、市選管が業者等に直接支払います。
請求書は、契約書ごとに作成し、必要書類を添付（下記一覧参照）の上、市選管に提出してください。

請求する際に必要な提出書類

区 分		提出書類
選挙運動用自動車の使用の場合	一般旅客運送事業者との契約による場合	請求書 様式集5-3 請求内訳書 様式集5-4 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 様式集5-2
	上記以外の契約の場合	請求書 様式集5-3 請求内訳書 様式集5-5 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 様式集5-2
	燃料代	請求書 様式集5-8 請求内訳書 様式集5-9 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 様式集5-6 自動車燃料代確認書 【市選管が候補者に交付する書類】 給油伝票の写し
	運転手の報酬	請求書 様式集5-11 請求内訳書 様式集5-12 選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 様式集5-10
選挙運動用ビラの作成		請求書 様式集6-5 請求内訳書 様式集6-6 ビラ作成証明書 様式集6-3 ビラ作成枚数確認書【市選管が候補者に交付する書類】
選挙運動用ポスターの作成		請求書 様式集7-4 請求内訳書 様式集7-5 ポスター作成証明書 様式集7-2 ポスター作成枚数確認書【市選管が候補者に交付する書類】

5. 公費負担の手続の流れ

(1) 選挙運動用自動車（ハイヤー、タクシーの借上げ）の場合

手続きの順序	関係書類	内容説明	流れ
①有償契約の締結	・ 契約書	候補者と業者等の間で契約を締結します。	候補者 ⇄ 業者等
②契約の届出	・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書：様式集 5-1 ・ 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。	候補者 → 市選管
③使用証明書の交付	・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）：様式集 5-2	候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を交付します。	候補者 → 業者等
④費用の請求	・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）：様式集 5-2 ・ 請求書（選挙運動用自動車の使用）：様式集 5-3 ・ 請求内訳書（ハイヤー・タクシー方式）：様式集 5-4	業者等は、候補者が交付した「選挙運動用自動車証明書（自動車）」を添付して、市選管へ請求書を提出します。	業者等 → 市選管
⑤支払い	—	市選管が業者等へ直接支払います。	市選管 → 業者等

(2) 選挙運動用自動車（自動車の借入れ）の場合

手続きの順序	関係書類	内容説明	流れ
①有償契約の締結	・ 契約書	候補者と業者等の間で契約を締結します。	候補者 ⇄ 業者等
②契約の届出	・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書：様式集 5-1 ・ 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。	候補者 → 市選管
③使用証明書の交付	・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）：様式集 5-2	候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を交付します。	候補者 → 業者等
④費用の請求	・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）：様式集 5-2 ・ 請求書（選挙運動用自動車の使用）：様式集 5-3 ・ 請求内訳書（自動車の借入れ方式）：様式集 5-5	業者等は、候補者が交付した「選挙運動用自動車証明書（自動車）」を添付して、市選管へ請求書を提出します。	業者等 → 市選管
⑤支払い	—	市選管が業者等へ直接支払います。	市選管 → 業者等

(3) 選挙運動用自動車(燃料代)の場合			
手続きの順序	関係書類	内容説明	流れ
①有償契約の締結	・ 契約書	候補者と業者等の間で契約を締結します。	候補者 ⇔ 業者等
②契約の届出	・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書：様式集 5-1 ・ 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。	候補者 → 市選管
③使用証明書の交付	・ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)：様式集 5-6	候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」を交付します。	候補者 → 業者等
④確認申請	・ 自動車燃料代確認申請書：様式集 5-7	候補者は、公費負担の対象となるものの確認のため、「自動車燃料代確認申請書」を市選管へ提出します。	業者等 → 市選管
⑤確認書の交付	・ 自動車燃料代確認書	市選管は、公費負担の限度額の範囲内であることを確認し、候補者へ「自動車燃料代確認書」を交付します。	市選管 → 候補者
⑥確認書の提出	・ 自動車燃料代確認書(市選管が候補者へ交付する書類)	候補者は、市選管から交付された「自動車燃料代確認書」を業者等へ提出します。	候補者 → 業者等
⑦費用の請求	・ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)：様式集 5-6 ・ 自動車燃料代確認書 ・ 請求書(燃料)：様式集 5-8 ・ 請求内訳書(燃料)：様式集 5-9 ・ 給油伝票の写し	業者等は、候補者から受け取った「自動車燃料代確認書」、「選挙用自動車使用証明書(燃料)」、「給油伝票の写し」を添付して、市選管へ請求書を提出します。	業者等 → 市選管
⑧支払い	—	市選管が業者等へ直接支払います。	市選管 → 業者等

（４）選挙運動用自動車（運転手の報酬）の場合

手続きの順序	関係書類	内容説明	流れ
①有償契約の締結	・ 契約書	候補者と運転手の間で契約を締結します。	候補者 ⇔ 運転手
②契約の届出	・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書：様式集５－１ ・ 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。	候補者 → 市選管
③使用証明書の交付	・ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）： 様式集５－１０	候補者は、運転手を使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」を交付します。	候補者 → 運転手
④費用の請求	・ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）： 様式集５－１０ ・ 請求書（運転手）： 様式集５－１１ ・ 請求内訳書（運転手）： 様式集５－１２	運転手は、候補者が交付した「選挙運動用自動車証明書（運転手）」を添付して、市選管へ請求書を提出します。	運転手 → 市選管
⑤支払い	－	市選管が運転手へ直接支払います。	市選管 → 運転手

(5) 選挙運動用ビラの作成の場合			
手続きの順序	関係書類	内容説明	流れ
①有償契約の締結	・ 契約書	候補者と業者等の間で契約を締結します。	候補者 ⇔ 業者等
②契約の届出	・ ビラ作成契約届出書： 様式集 6-1 ・ 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。	候補者 → 市選管
③作成証明書の交付	・ ビラ作成証明書： 様式集 6-3	候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため「ビラ作成証明書」を交付します。	候補者 → 業者等
④確認申請	・ ビラ作成枚数確認申請書： 様式集 6-4	候補者は、公費負担の対象となるものの確認のため、「ビラ作成枚数確認申請書」を市選管へ提出します。	候補者 → 市選管
⑤確認書の交付	・ ビラ作成枚数確認書	市選管は、公費負担の限度額の範囲内であることを確認し、候補者へ「ビラ作成枚数確認書」を交付します。	市選管 → 候補者
⑥確認書の提出	・ ビラ作成枚数確認書 (市選管が候補者へ交付する書類)	候補者は、市選管から交付された「ビラ作成枚数確認書」を業者等へ提出します。	候補者 → 業者等
⑦費用の請求	・ ビラ作成証明書： 様式集 6-3 ・ ビラ作成枚数確認書 ・ 請求書（ビラの作成）： 様式集 6-5 ・ 請求内訳書（ビラの作成）： 様式集 6-6	業者等は、候補者から受け取った「ビラ作成枚数確認書」、「ビラ作成証明書」を添付して、市選管へ請求書を提出します。	業者等 → 市選管
⑧支払い	—	市選管が業者等へ直接支払います。	市選管 → 業者等

【注意】

選挙運動用ビラを頒布する前に「選挙運動用ビラ届出書」(様式集 6-2) とビラの見本 1 枚を市選管に提出してください。ビラを確認後、証票を交付します。

(6) 選挙運動用ポスターの作成の場合			
手続きの順序	関係書類	内容説明	流れ
①有償契約の締結	・ 契約書	候補者と業者等の間で契約を締結します。	候補者 ⇔ 業者等
②契約の届出	・ ポスター作成契約届出書：様式集 7-1 ・ 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。	候補者 → 市選管
③作成証明書の交付	・ ポスター作成証明書：様式集 7-2	候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため「ポスター作成証明書」を交付します。	候補者 → 業者等
④確認申請	・ ポスター作成枚数確認申請書：様式集 7-3	候補者は、公費負担の対象となるものの確認のため、「ポスター作成枚数確認申請書」を市選管へ提出します。	候補者 → 市選管
⑤確認書の交付	・ ポスター作成枚数確認書	市選管は、公費負担の限度額の範囲内であることを確認し、候補者へ「ポスター作成枚数確認書」を交付します。	市選管 → 候補者
⑥確認書の提出	・ ポスター作成枚数確認書（市選管が候補者に交付する書類）	候補者は、市選管から交付された「ポスター作成枚数確認書」を業者等へ提出します。	候補者 → 業者等
⑦費用の請求	・ ポスター作成証明書：様式集 7-2 ・ ポスター作成枚数確認書請求書（ポスターの作成）：様式集 7-4 ・ 請求内訳書（ポスターの作成）：様式集 7-5	業者等は、候補者から受け取った「ポスター作成枚数確認書」、「ポスター作成証明書」を添付して、市選管へ請求書を提出します。	業者等 → 市選管
⑧支払い	—	市選管が業者等へ直接支払います。	市選管 → 業者等

第4 選挙公報掲載申請について

1. 申請書等の提出期限

立候補届出の予備審査時にえびの市選挙管理委員会（以下「市選管」）へご提出ください。

これは、9月14日告示日の本申請において、修正に伴う再提出がなくスムーズな掲載申請手続が行われるよう、事前に審査等を行うものです。

2. 提出書類

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 選挙公報掲載申請書（様式集8-1） | 1通 |
| (2) 選挙公報掲載文原稿用紙（様式集8-2） | 1通 |
| (3) 写真（手札サイズ カラー又は白黒） | 2枚 |

3. 印刷方法

提出いただいた選挙公報掲載文原稿用紙を、そのまま写真製版により縮小印刷します。

4. 掲載文の作成方法

掲載文は、選挙公報掲載文原稿用紙の青線の範囲内に白紙に記載したものを貼り付けるか、又は直接原稿用紙に記入して作成ください。

いずれの場合も、原稿用紙の一番外側の青線から外にはみ出しますとその部分が印刷されませんのでご注意ください。

(1) 文字の制限等

文字の色は、黒一色で記載してください。通常使用する漢字、片仮名、平仮名、アラビア数字、アルファベット文字、記号、符号、図面を用いて記載することができます。

文字数について制限はありませんが、あまりに小さい文字で多くの内容を記載すると、印刷した場合に見えにくくなったり、不鮮明になったりする恐れがありますのでご注意ください。

(2) 手書きの場合

鉛筆の使用はできません。また、ボールペンは印刷後に文字がかすれますので、「水性ペン」の使用をお勧めします。

また、原稿用紙の青色の部分は印刷されません。方眼の枠は、手書きをする場合に便利なように設けているものですので、この方眼にとらわれる必要はありません。（小さなマスに一文字記入しなさいということではありません。）

(3) 図、イラストレーション等

図、イラストレーション等は、政見等の欄の面積の概ね2分の1を超えて掲載することはできません。

また、文字と同様に黒一色で作成してください。（グレー等を使用された部分はイメージどおりに印刷されない可能性が高いです。）

政見等欄には、写真は使用できませんので、ご注意ください。

※次ページへ続きます。

(4) 氏名欄について

縦書きで記載してください。候補者名は、選挙長が通称を認定した場合は、通称名を記載してください。(氏名の一部又は全部をひらがなで申請しようと考えている場合は、その申請予定のとおりに記載。)

なお、氏名欄には、氏名のほか年齢、職業、住所、所属党派名等を記載することができますが、政見はこの欄には記載しないでください。

(5) 政見等の記載内容

記載する内容は原則として自由ですが、他人や他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝等、選挙公報としての品位を損なう記述や記載はできません。

(6) 訂正方法

訂正する場合は、白紙に記載したもの切り取って訂正する箇所に貼り付けてください。

(7) 原稿用紙の再交付

原稿用紙の再交付を受けたいときは、市選管へ申し出てください。

5. 写真について

写真は、各候補者について顔の大きさができるだけ同じになるよう製版しますので、原稿用紙に貼らずそのままご提出ください。

- (1) 写真は、選挙期日前3カ月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向き、上半身のものとします。
- (2) 写真の大きさは、手札サイズ(横89mm×縦127mm)とします。
- (3) 写真は、カラー又は白黒で、背景は無地とします。
- (4) 文字が筆圧で表面に裏移りすることを防止するため、市選管が交付するシールに氏名、撮影年月日を必ず先に記載し、その後に、写真の裏面に貼り付けてください。

6. その他

- (1) 一度提出した原稿を撤回、修正する場合は、選挙公報掲載文等修正・撤回申請書(様式集8-3)に必要な書類等を添付して申請してください。
- (2) 紙面掲載順序は、9月14日(日)の午後5時10分から市選管が行うくじにより決定します。この際、候補者又はその代理人は立ち会うことができます。
- (3) 提出された選挙公報掲載申請書、選挙公報掲載文原稿用紙及び写真は、返還しません。
- (4) 事前審査を選挙管理委員会において行いますが、その審査内容は、氏名欄の確認、写真の確認、原稿が枠内に収まっているか等、最小限の確認となります。掲載内容について一切の責任は、誤字・脱字等を含め、候補者が負うこととなりますので、ご注意ください。

第5 選挙運動及び政治活動について

※選挙運動については地方選挙早わかり45頁～135頁参照

※政治活動については地方選挙早わかり213頁～224頁参照

1. 選挙運動とは

選挙運動とは、「特定の選挙において特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に行う必要かつ有利な行為」であるといわれます。

2. 選挙運動の期間

選挙運動の期間は、立候補の受付（9月14日）が済んでから投票日の前日（9月20日）の24時までです。（法第129条）

ただし、街頭演説や車上での連呼行為は午前8時から午後8時までです。（第140条の2、164条の6）

3. 選挙運動期間の例外

選挙運動ができるのは、原則として投票日の前日までですが、例外として次のことは、投票日当日でもできることとなっています。（法第132条、第143条）

- （1）投票所の入口から300メートル以上離れた区域に選挙事務所を設けておくこと。
- （2）選挙事務所を表示するために、その場所においてポスター、立札及び看板の類を全部で3枚以内及びちょうちんの類1個を掲示すること。
- （3）選挙運動の期間中に適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。ただし、投票日に貼りかえたり、新たに貼ったりすることはできません。
- （4）選挙期日の前日までに、ウェブサイト等を利用する方法により頒布された選挙運動用文書図画を、選挙の当日においても表示させることができる状態に置いたままにすること。ただし、投票日に当該文書図画を更新することはできません。

4. 選挙運動ではない行為

立候補の準備や選挙運動の準備のための行為は、選挙運動とはみなされません。しかし、投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動となり公職選挙法違反となります。

5. 選挙運動を行う人についての制限

以下の選挙運動については、公職選挙法等により禁止されています。

なお、具体的にある行為が選挙運動であるかどうかは、単にその行為の名目に着目するのみでなく、その行為の態様（その行為のなされる時期、場所、方法、対象等）を総合的に観察することによって、実質に即して判断されます。

- （1）選挙事務関係者の選挙運動の禁止（法135条）
- （2）特定公務員の選挙運動の禁止（法136条）
特定公務員・・・選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、警察官等
- （3）公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法136条の2）
- （4）教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法137条）
- （5）18歳未満の者の選挙運動の禁止（法137条の2）
- （6）選挙犯罪等のために選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止（法137条の3）

6. 選挙事務所について

選挙事務所については以下のとおり規定されています。(法 130 条、131 条、132 条、134 条、第 143 条、令第 108 条)

設 置 者	候補者（又は推薦届出者）		
設 置 数	候補者ひとりにつき 1 か所		
設 置 届	設置したときは、直ちにえびの市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）へ設置届を提出		
事 務 所 の 異 動	1 日 1 回のみ異動できる		
異 動 届	異動したときは、直ちに市選管へ異動届を提出		
掲 示 で き る 文 書 図 画	ポスター、立札、看板の類		ちょうちんの類
	規 格	縦 350 cm 横 100 cm 以内	高さ 85 cm 直径 45 cm 以内
	数 量	通じて 3 以内	1 個のみ
	記 載 内 容	自由、ただし事務所を表示する記載内容があること。	
	そ の 他	投票所の入り口から 3 0 0 m 未満の区域にある選挙事務所は、選挙当日は閉鎖するか、3 0 0 m 以外の区域に移動しなければならない（異動届が必要）。また、この 3 0 0 m とは、直線距離で 3 0 0 m である。 看板等は、三角柱、広告塔や V 字型等の立体的な形態での設置はできない。	

7. 自動車、船舶及び拡声機の使用について

（1）自動車及び船舶の使用（法第 140 条の 2、第 141 条、第 141 条の 2、第 141 条の 3、第 143 条、令第 109 条の 3）

台 数	自動車 1 台又は船舶 1 隻		
使 用 で き る 種 類	①乗車定員 1 0 人以下の乗用自動車 ②乗車定員 4 人以上 1 0 人以下の小型自動車 ③四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの 【注意】 ①～③について、上部、側面又は後面の全部又は一部が、構造上開放されているものは使用できない。さらに、①及び②については、上面の全部又は一部が構造上開閉できるもの（サンルーフ等）も使用できない。		
表 示 板	前面の見やすい箇所に表示		
乗 車 人 員	候補者、運転手 1 人、乗車用腕章をつけた運動員 4 人まで。 ※いわゆる「ウグイス嬢」も運動員に含まれる。		
掲 示 で き る 文 書 図 画	ポスター、立札、看板の類		ちょうちんの類
	規 格	縦 273 cm 横 73 cm 以内	高さ 85 cm 直径 45 cm 以内
	数 量	制限なし	1 個のみ
	記 載 内 容	自由	自由
選 挙 運 動 の 方 法	停止中に自動車上で演説ができる（標旗が必要）。 午前 8 時～午後 8 時の間に自動車上で連呼行為ができる。 学校、病院等の周辺では、静穏の保持に努めなければならない。		
そ の 他	所轄警察署で設備外積載許可等を受けなければならない。		

(2) 拡声機（携帯用のものを含む。）の使用（法 141 条）	
使 用 で き る 数	1 そろい（演説会場では別に 1 そろい使用できる。）
表 示 板	見やすい箇所に表示（演説会場で使用するものには不要）

8. 文書図画の頒布について

選挙運動のために使用する文書図画は、次の通常葉書及び選挙運動用ビラのほかは頒布できません。（法 142 条、令 109 条の 6）

※インターネット等を利用した文書図画の頒布は別途説明

(1) 通常葉書

枚 数	市長選挙は 8, 0 0 0 枚、市議会議員選挙は 2, 0 0 0 枚。
記 載 内 容	自由
入 手 方 法	立候補届出の際に選挙長から交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に指定された郵便局（えびの郵便局のみ）に提示する。
出 し 方	「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて指定された郵便局に差し出す。
郵 便 料	無料（公費負担）
留 意 事 項	「使用証明書」は、立候補届出の際に、各候補者に交付することになりますので、日本郵便株式会社が発行する葉書の無料交付を希望する候補者は、立候補届出後に、えびの郵便局から無料交付を受けることになります。 公示日前に私製葉書（切手の貼ってない葉書）を印刷し、それを使用する場合は、切手代（郵送料）が無料扱いとなります。（葉書の台紙代は自己負担となります。）

(2) 選挙運動用ビラ

種 類	候補者 1 人につき、2 種類以内
枚 数	市長選挙は 1 6, 0 0 0 枚、市議会議員選挙は 4, 0 0 0 枚。
届 出	ビラの見本を添えて、あらかじめ市選管へ届け出る。
規 格	長さ 29.7 cm 幅 21 cm（A 4 判）を超えてはならない。
頒 布 責 任 者 及 び 印 刷 者	ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載すること。 【記載例】頒布責任者 住所 えびの市大字〇〇 1 2 3 4 番地 氏名 □□ □□ 印刷者 住所 えびの市大字△△ 5 6 7 8 番地 氏名 株式会社 ☆☆印刷
記 載 内 容	自由
証 紙	市選管が交付する証紙を貼らなければ頒布できない。
頒 布 方 法 及 び 頒 布 で き る 場 所	・新聞折込み ・候補者の選挙事務所内 ・個人演説会の会場内又は街頭演説の場所 上記以外の方法及び場所では頒布できない。

9. インターネット等を利用した文書図画の頒布について

法 142 条第 1 項の規定（通常葉書及び選挙運動用ビラのほかは頒布できない。）にかかわらず、下記（１）（２）のインターネット等を利用する方法により、選挙運動のために使用する文書図画を頒布することができます。（法 142 条の 3～6）

（１）ウェブサイト等を利用する方法

頒 布 者	年齢満 18 歳未満の者など選挙運動ができない者以外誰でも
記 載 内 容	自由
表 示 義 務	頒布者のメールアドレスなど連絡に必要な情報が正しく表示されるようにすること。（法 142 条の 3 第 3 項）
そ の 他	選挙期日の前日までに掲載されたものは、選挙の当日においても閲覧可能なままにすることができる。 <u>ウェブサイト等で頒布された文書図画を印刷して頒布することは違法となるので、注意または注意喚起が必要。</u>

（２）電子メールを利用する方法

送 信 者	候補者及び確認団体のみ（※確認団体は市長選のみ）
送 信 先	・あらかじめ選挙運動用メールの送信を求める旨又は送信することに同意する旨を送信者に対し通知した者 ・政治活動用メールの継続受信者で、あらかじめ送信者から選挙運動用メールを送信する旨の通知を受け、送信しないように求める旨の通知をしなかった者
記 載 内 容	自由
表 示 義 務	・選挙運動用メールである旨 ・送信者の氏名又は名称 ・送信拒否ができる旨とその通知先
そ の 他	送信者は、送信先からの同意等を保存しておくこと。 <u>受信者は、他者へ転送できない（転送は違法）ため、注意喚起が必要。</u>

（３）インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止

インターネット等を利用する方法を実施する際は、下記の事項は禁止されていますのでご注意ください。

ア 選挙運動のため、候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらが類推される事項を表示した広告を、有料で掲載すること。

イ 選挙運動期間中、アの禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらが類推される事項を表示した広告を、有料で掲載すること。

ウ 選挙運動期間中、候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらが類推される事項が表示されていない広告で、その広告から選挙運動用文書図画を掲載したウェブサイト
に直接リンクされるものを、有料で掲載すること。

10. 文書図画の掲示について

選挙運動のために使用する文書図画は、次の（１）～（５）のもののほかは掲示することはできません。（法 143 条、144 条、145 条、令 110 条）

また、選挙運動のためのアドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写の類も禁止されていますが、屋内の演説会場においてその演説会の開催中は、映写の類を掲示できます。（法 143 条第 1 項第 4 号の 2）

（１）選挙事務所を表示するために、その場所において使用するもの

掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格	縦 350 cm 横 100 cm 以内	高さ 85 cm 直径 45 cm 以内
数 量	通じて 3 以内	1 個のみ
記 載 内 容	自由、ただし事務所を表示する記載内容があること。	

（２）選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用するもの

掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格	縦 273 cm 横 73 cm 以内	高さ 85 cm 直径 45 cm 以内
数 量	制限なし	1 個のみ
記 載 内 容	自由	自由
留 意 事 項	選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用するもののうち、自動車の側面等にラッピングフィルムを貼り付ける等、車体に文書図画を掲示し、枠が設けられていない場合、車体側面のドア等の面積で規格内であるかを判断するため、ドア等が規格内（縦 273 ㄎ横 73 ㄎ以内）でない場合は、枠囲いをする必要がある。 個々の掲示が規格内である場合でも、複数の枠を表示することで一体の文字や図画等となる場合は、複数の一つの文書図画とみなした上で、規格内であるかを判断することになる。	

（３）候補者が使用するもの

掲示できる文書図画	たすき、胸章及び腕章の類
規 格	制限なし
数 量	制限なし
記 載 内 容	自由

（４）個人演説会開催中使用するもの

掲示できる文書図画		ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格		縦 273 cm 横 73 cm以内 (会場内は制限なし)	高さ 85 cm 直径 45 cm以内
数 量	会 場 内	制限なし	会場内か会場外の いずれかに 1 個
	会 場 外	会場ごとに通じて 2 枚以内	
記 載 内 容		自由。ただし、表面に掲示責任者の氏名と住所を記載すること。 ※記載例は次ページ（５）選挙運動用ポスターを参照	

(5) 選挙運動用ポスター	
規 格	長さ 42 cm 幅 30 cm以内。枚数は公営ポスター掲示場の数が上限。
掲 示 場 所	市選管の設置したポスター掲示場にのみ掲示できる。(立候補の受理番号と同じ番号の区画に掲示すること。)
記 載 内 容	表面に候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。 また、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。
掲 示 責 任 者 及 び 印 刷 者	表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載すること。 【記載例】 掲示責任者 住所 えびの市大字〇〇1234番地 氏名 □□ □□ 印刷者 住所 えびの市大字△△5678番地 氏名 株式会社 ☆☆印刷
投 票 日 の 例 外	投票日にも、そのまま掲示しておくことができる。

11. 新聞広告について

新聞を利用して行うことができる選挙運動は、新聞広告のみであって、それ以外は一切禁止されています。

掲 載 手 続 き	立候補届出日に交付する「新聞広告掲載証明書」を添えて新聞社へ提出。
掲 載 回 数	2回以内
掲 載 寸 法	横 9.6 cm、縦 2 段組以内で記事下に限る。色刷りはできない。
費 用	有料(候補者負担)
掲 載 時 期 及 び 内 容 等	掲載時期は、選挙運動期間中に限り候補者の自由だが、投票日の新聞に掲載したり、投票日に購読者に到着したりすることのないようにしなければならない。 広告の内容は自由。

12. 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限について

頒布と掲示については厳重な制限がありますが、更に、次のように、「禁止を免れる行為」及び「禁止を免れる行為とみなされるもの」を法定して、制限しています。(法 146 条)

(1) 禁止を免れる行為

何人も選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他どのような名目であっても、文書図画の頒布と掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名、シンボルマーク、政党その他の政治団体の名称、又は候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することはできません。

(2) 禁止を免れる行為とみなされるもの

選挙運動期間中は、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、又はその候補者の推薦届出者、その他選挙運動に従事する者、若しくは候補者と同一の戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似するあいさつ状をその選挙区内に頒布し、又は掲示することは、脱法文書とみなされて、選挙運動の目的の有無にかかわらず、禁止を免れる行為とみなされますので、十分注意してください。

13. 言論による選挙運動について

(1) 個人演説会（法第143条、第161条～第164条、第164条の3、令第112条）

開 催 者	候補者のみ
演 説 者	制限なし
開 催 回 数	制限なし
施 設	公 営 施 設 公営施設とは、学校、地方公共団体が管理する公会堂（飯野、上江、加久藤、真幸地区コミュニティセンター）及び市選管の指定する施設（岡元、尾八重野、堀浦コミュニティ供用施設）をいう。 開催日の2日前までに文書で市選管へ届け出ること。したがって告示日及びその翌日は開催できない。 （開催できる期間：9月16日～9月20日） 使用時間は1回につき5時間まで。 使用料は、同一施設ごとに1回に限り無料。
	その他の施設 市選管への届出は不要。使用時間の制限はない。 使用料はすべて候補者負担。
掲示できる文書図画	26ページ（4）個人演説会開催中使用するものを参照
注 意 事 項	選挙運動のためにする演説会は、個人演説会以外、いかなる名義をもってするを問わず開催することができません。また、候補者以外の者が2人以上の候補者の合同演説会を開催することも禁止されます。

(2) 街頭演説（法第140条の2、第164条の5～第164条の7）

標 旗	市選管の交付する標旗を必ず掲げなければならない。
演 説 時 間	時間は午前8時から午後8時まで。 街頭演説は必ず演説者がその場所にとどまってしなければならないが（走行中の自動車や歩行しながら行う演説、いわゆる「流し演説」は禁止）、長時間に渡り同一の場所にとどまって演説することのないようにも努めなければならない。 学校、病院等の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならない。
従 事 者	15人まで。市選管の交付する腕章を着用していなければならない。 ◎乗車用腕章 4枚 ◎運動員用腕章 11枚 ※運転手は運動員制限数（15人）の中には含まないが、運転手に街頭演説の場所でビラを配らせる場合は腕章をつける必要があり、15人の中に含めなければならない。

（３）演説等による選挙運動の一般的制限について

- ①個人演説会及び街頭演説においては録音盤の使用ができます。（法 164 条の 4）
- ②特定の建物及び施設においては演説が禁止されます。（法 166 条）
 - ア 国、地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅は除く。）
 - イ 汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内
 - ウ 病院、診療所その他の療養施設

（４）連呼行為について

連呼行為とは、「短時間に同一の内容の短い文言を連続して繰り返し呼称すること」ですが、次の場合に限り認められています。

- ア 演説会の会場である場合
- イ 街頭演説の場所である場合
- ウ 幕間演説としてする場合
- エ 午前８時から午後８時までの間に、選挙運動用自動車又は船舶の上においてする場合

※公職選挙法において、「選挙運動のための連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない」と規定されています。（法 140 条の 2 第 2 項）

また、上記（３）②ア～ウにおいては、連呼行為も禁止されます（法 166 条）。
拡声器等を使用した連呼行為や街頭演説は、公職選挙法において認められたものとなりますが、上記の規定があることを踏まえ、また、それ以外の地域でも市民の方の生活の過度な負担とならないよう音量等にも御配慮いただきながら選挙運動を行ってください。

１４．その他の方法による選挙運動について

その他の方法による選挙運動には、幕間演説、個々面接、電話による選挙運動があります。
※下記（１）～（３）とも、選挙期日の告示前に行えば、「事前運動」となるのはいうまでもありません。

（１）幕間演説とは

映画、演劇等の幕間、青年団、婦人会等の集会、会社、工場の休憩時間に、たまたまそこに集まっている方々を対象にして、候補者、選挙運動員又は第三者が選挙運動のために演説することをいうものであって、わざわざ選挙運動のために聴衆を集めてする演説会とも異なり、また、街頭演説ともならないので、自由に行うことができます。しかし、幕間演説が自由だからといっても、あらかじめ聴衆を集めてもらって、そこに出向いて選挙運動のための演説をすることはできません。

（２）個々面接とは

お店や公共交通機関（ＪＲや路線バス等）の中あるいは道路等で偶然知人等に会ったときに、その機会を利用して、選挙運動をすることをいいます。

（３）電話による選挙運動とは

法律上運動方法などは制限されていませんので、自由に行えます。

候補者、出納責任者等から計画的に電話による選挙運動を指示されたような場合は、電話料等の費用は選挙運動費用に参入しなければならないので、注意が必要です。

15. 禁止される選挙運動について

(1) 休憩所等の禁止 (法 133 条)

休憩所等は、選挙運動のため設けることはできません。

ただし、演説会場における弁士の控室、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩場所等は除きます。

(2) 戸別訪問の禁止 (法 138 条)

何人も、選挙に関し、投票を得るため、若しくは投票を得させ又は得させない目的をもって戸別訪問をすることはできません。

戸別とは、必ずしも選挙人宅個々のみをいうものではなく、会社、工場等も含まれます。

(選挙運動の期間前であっても、期間中であっても戸別訪問は禁止)

(3) 署名運動の禁止 (法 138 条の 2)

何人も、選挙に関し、投票を得るため、若しくは投票を得させ又は得させない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることはできません。

(4) 人気投票の公表の禁止 (法 138 条の 3)

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはなりません。

(5) 飲食物の提供の禁止 (法 139 条)

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物（何も加工しなくてもそのまま飲食に供し得るもの）を提供することができません。選挙事務所への酒類の陣中見舞なども禁止されています。ただし、例外として次のものは許されます。

①湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供すること。

②選挙運動員及び労務者に対して候補者 1 人当たり、次の制限によって提供する弁当

ア 選挙運動期間中に提供すること。

イ 市選管で定めた弁当料の範囲内であること。（1 食 1,500 円、1 日 4,500 円以内）

ウ 315 食（＝15 人分×3 食×7 日分）以内であること。

エ 候補者の選挙事務所において食事するために提供する弁当（選挙運動員及び労務者が携行するために選挙事務所で提供された弁当を含む。）であること。

(6) 氣勢を張る行為の禁止 (法 140 条)

何人も、選挙運動のために、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来すること等によって氣勢を張る行為をすることはできません。

(7) 文書図画の頒布とみなされる行為 (法 142 条)

回覧板その他の文書図画又は看板の類を多数の者に回覧させることは、法律上頒布とみなされ禁止されています。

(8) 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法第 178 条）

何人も、選挙の期日後に、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって次の行為をすることができません。

ア 選挙人に対して戸別訪問をすること。

イ 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。

ウ 新聞紙又は雑誌を利用すること。

エ 放送設備を利用して放送すること。

オ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

カ 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。

キ 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

16. 寄附の禁止について

※地方選挙早わかり 224 頁～246 頁参照

選挙に関する寄附については、政治献金による政治腐敗を防止し、選挙の公正を確保するため、次のようなことはできないことになっています。

①特定の寄附の禁止（法第 199 条）

えびの市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し寄附をしてはなりません。

②公職の候補者等の寄附の禁止（法第 199 条の 2 第 1 項）

③公職の候補者等を名義人とする寄附の禁止（法第 199 条の 2 第 2 項）

④寄附の勧誘・要求の禁止（法第 199 条の 2 第 3 項及び第 4 項）

⑤公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止（法第 199 条の 3）

⑥公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（法第 199 条の 4）

⑦後援団体に関する寄附等の禁止（法第 199 条の 5）

第6 政党その他の政治団体等の政治活動の規制について

選挙運動期間中は、次のとおり政党その他の政治団体等の政治活動には規制があります。

(1) 市議会議員選挙での規制（法第201条の13、第201条の14）

政党その他の政治活動を行う団体が行う政治活動は、その選挙期間中であっても選挙運動にわたらない純然たる政治活動である限り原則として自由ですが、次の行為は禁止されます。

- ① 政治活動のために連呼行為をすること。
- ② 掲示又は頒布する文書図画（新聞紙、雑誌、インターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）に特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載すること。
- ③ 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの、及び公営住宅を除く。）で、文書図画（新聞紙、雑誌を除く。）を頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）すること。

また、選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、そのポスターに氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が、その選挙で候補者となったときは、候補者となった日のうちに、そのポスターを撤去しなければなりません。

※今回のように市議会議員選挙と市長選挙が同日に行われる場合、市議会議員の選挙であっても次の「(2) 市長選挙での規制」を受けることになりますのでご注意ください。

(2) 市長選挙での規制（法第201条の9、第201条の13、第201条の14）

市長選挙の期間中、次の政治活動が規制の対象になります。

- ① 政談演説会の開催
- ② 街頭政談演説の開催
- ③ 政治活動用ポスターの掲示（政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示したポスターの掲示を含む。）
- ④ 政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所以外での政治活動用立札及び看板の類の掲示（政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示した立札及び看板の類の掲示を含む。）
- ⑤ 政治活動用ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布（政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示したビラの頒布を含む。）
- ⑥ 宣伝告知（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）のための自動車及び拡声機の使用
- ⑦ 政治活動のための連呼行為
- ⑧ 掲示又は頒布する文書図画（新聞紙、雑誌、インターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）に特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載すること。
- ⑨ 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの、及び公営住宅を除く。）での文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）をすること。

その他の態様あるいは手段による政治活動、例えば、ラジオ、テレビ、新聞、パンフレット、インターネット等による政治活動は、選挙運動にわたって行ったり、あるいは上記の規制に反しない限り自由です。

※次ページへ続きます。

また、選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、そのポスターに氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が、その選挙で候補者となったときは、候補者となった日のうちに、そのポスターを撤去しなければなりません。

※確認団体については、前記（２）市長選挙での規制の①から⑥について、一定の条件のもとで行うことができます。ただし、投票日当日は、確認団体であっても禁止されます。

【確認団体とは】

各選挙ごとに定められた「一定要件」を具備し、確認団体の届出をして確認書の交付を受けた政党その他の政治団体のことをいいます。政党その他の政治団体が選挙時に規制される政治活動のうち、一定の政治活動を行うことができます。確認団体になるには、次の要件と手続が必要です（市長選挙のみ）。

- ① 政治資金規正法第６条の規定による政治団体設立届がなされていること。
- ② 所属候補者又は支援候補者を有すること。
- ③ 市選管に「政治団体確認申請書」を提出し、確認書の交付を受けていること。（「支援候補者」については、本人の同意書を添えることが必要。「所属候補者」の場合は不要。）

なお、確認団体の手続や可能な政治活動の詳細等については、別冊でお配りする「地方選挙早わかり」の該当ページを以下にお示しします。選挙期間中に確認団体の政治活動を行う場合は、よくお読みになり、法令違反とならないようお願いいたします。

※政治活動の「従」としての、選挙運動にわたる演説等は可能であるが、その演説等が「主」となってはいけないことや、ビラやポスター等に候補者の氏名又は氏名類推事項の記載はできないなどの制限がありますので、ご注意ください。）

◆確認団体の手続や可能な政治活動の詳細等の、別冊「地方選挙早わかり」における該当ページ

（１）確認団体の選挙時における政治活動を取りまとめた一覧（190 頁・191 頁）

（２）確認団体の要件（192 頁）※上記囲み書きにも記載

（３）確認団体申請の方法（192 頁）※上記囲み書きにも記載

（４）規制の対象となる政治活動の種類等（192 頁～195 頁）

（５）規制される政治活動の内容等

①政談演説会（196 頁～198 頁）

※開催時は「政談演説会開催届出書」を市選管へ提出。

②街頭政談演説（198 頁・199 頁）

③政治活動用自動車の使用（199 頁・200 頁）

※市の交付する表示板の掲示が必要

④政治活動用拡声機の使用（200 頁）

⑤ポスターの掲示（200 頁・201 頁）

※ポスター作成費用は自己負担

※ポスター掲示箇所は法 145 条を準用

※次ページへ続きます。

⑥立札及び看板の類の掲示（201 頁・202 頁）

※政談演説会の告知のために使用する立札及び看板の類には、市選管が交付する証紙を表示することが必要。証紙は「証紙交付申請書」により申請。

⑦ビラの頒布（203 頁）

※表面に、当該政治団体の名称、選挙の種類及び政治活動用ビラである旨の表示をすることが必要。

（例示）

〇〇党（〇〇の会）えびの市長選挙届出ビラ〇号

（ビラ届出の順に 1 号、2 号の別を記載すること。）

⑧政治活動における連呼行為の制限（203 頁・204 頁）

（6）禁止される政治活動

①特定の候補者の氏名などの記載の禁止（204 頁）

②公共の建物での文書図画の頒布の禁止（204 頁・205 頁）

（7）インターネットの有料広告（205 頁）

（8）政治活動と選挙運動との比較（205 頁～208 頁）

（9）政党その他の政治団体の発行する機関紙誌（208 頁～210 頁）

（10）確認団体に関する Q & A（210 頁～212 頁）

なお、確認団体申請、ビラの届出、機関紙誌の届出及び政治活動用ポスターの検印、政治活動用自動車の表示板の交付の日時及び場所は次のとおりです。

届 出 期 間	届 出 場 所
9 月 1 4 日 午前 8 時 3 0 分から正午まで	えびの市役所 1 階 1 - 1 会議室
9 月 1 4 日 正午から午後 5 時まで 9 月 1 5 日～9 月 2 0 日 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	えびの市選挙管理委員会事務局

※申請又は届出には、代表者の印鑑が必要です。